

東京都液状化対策有識者検討会設置要綱

（目的）

- 第1 東京都における液状化対策の推進に当たり、地域特性を踏まえた対策工法の検討や制度の構築に向け、専門的な意見を聴取するため、東京都液状化対策有識者検討会（以下「検討会」という）を設置する。

（所掌事項）

- 第2 検討会での所掌事項は、次の各号のとおりとする。
- （1）東京都の液状化対策の推進に必要な事項の検討
 - （2）その他液状化による災害の防止に必要な事項の検討

（構成）

- 第3 委員は、地盤工学及び都市防災の分野に精通する学識経験者である委員3名をもって構成する。
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。
 - 3 委員に欠員が生じ、検討会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。
- なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会議）

- 第4 検討会は、東京都都市整備局長（以下「主宰者」という。）が招集する。
- 2 主宰者は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 3 会議は、非公開とする。

（議事録）

- 第5 会議ごとに東京都情報公開条例第7条に掲げる非公開情報に該当する部分等を除く要旨を取りまとめた議事録を作成することとする。
- 2 議事録は、公開とする。

（会議資料）

- 第6 会議資料は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条に掲げる非公開情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書により会議資料の全部又は一部を非公開とした場合は、その非公開とした根拠を明らかにすることとする。

（オンラインによる会議）

- 第7 主宰者が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(庶務)

第 8 検討会の庶務は、東京都都市整備局市街地整備部区画整理課において処理する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は主宰者が定める。

附 則 この要綱は、令和 6 年 12 月 4 日から施行する。